

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2023年12月15日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 姜 昇浩

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介  
連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

【届出の対象とした募集内 グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF  
国投資信託受益証券に係る  
ファンドの名称】

【届出の対象とした募集内 5兆円を上限とします。  
国投資信託受益証券の金  
額】

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所  
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年10月17日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項につき、対象株価指数および投資方針に関する記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

. 【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新・訂正後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

## 第一部【証券情報】

### ( 7 ) 【申込期間】

<訂正前>

2023年10月18日から2024年4月17日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

ただし、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 「Solactive Digital Innovation Japan Index」構成銘柄の配当落日および権利落日
2. 「Solactive Digital Innovation Japan Index」構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

<訂正後>

2023年10月18日から2024年4月17日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

ただし、原則として、次の1.から4.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 「Solactive Digital Innovation Japan Index（配当込み）」構成銘柄の配当落日および権利落日
2. 「Solactive Digital Innovation Japan Index（配当込み）」構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内
3. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### ( 1 ) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Digital Innovation Japan Index」（以下「対象株価指数」という場合があります。）の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

#### 商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
-----------------	--------	-------------------	------	------

単位型投信	国 内	株 式 債 券	MMF	インデックス型
	海 外	不動産投信 (リート)	MRF	
追加型投信	内 外	その他資産 ( )	ETF	特殊型
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式			
一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	日経225
中小型株		北米	
債券			
一般	年4回	欧州	
公債			
社債	年6回 (隔月)	アジア	TOPIX
その他債券		オセアニア	
クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	中南米	
不動産投信		アフリカ	
その他資産 ( )	日々	中近東 (中東)	その他 (Solactive Digital Innovation Japan Index)
資産複合 ( )	その他 ( )	エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## (注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネジメント・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等 クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

## &lt;信託の限度&gt;

- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- 委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

## &lt;ファンドの特色&gt;

## 1

**信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Digital Innovation Japan Index」の変動率に一致させることを目的として、「Solactive Digital Innovation Japan Index」に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。**

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

**Solactive Digital Innovation Japan Indexについて**

Solactive Digital Innovation Japan Indexは、Solactive AGが開発したデジタル・イノベーションに関連した商品・サービスを提供している日本企業で構成される株式インデックスです。

日本に上場する銘柄をユニバースとし、Solactive社の持つビッグデータ・自然言語処理を活用したアルゴリズムを用いてデジタル・イノベーション関連銘柄\*を特定します。

\*デジタル・イノベーション関連銘柄は以下の産業に関連する銘柄のことをいいます。

クラウド・コンピューティング、サイバーセキュリティ、リモート・コミュニケーション、オンライン文書管理、オンライン医療・遠隔医療、オンライン・ゲーム、ビデオ・メディアストリーミング、オンライン教育、ソーシャル・ネットワーク、eコマース、電子決済

※上記産業は今後変更される可能性があります。

特定された銘柄は当該テーマとの関連度合が数値化され、関連度の高い60銘柄がインデックスの構成銘柄となります。

国連グローバル・コンパクトの原則に準拠していない、もしくはたばこや武器の製造に関連する企業は構成銘柄から除外されます。

各銘柄は時価総額加重により構成比率が決定されます（ただし、最低0.2%かつ最大5%）。

原則として年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Solactive Digital Innovation Japan Index」を以下「対象株価指数」という場合があります。

## 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・ 売買単位は、1口単位です。
- ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、株式により行ないます。

- ・ 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「Solactive Digital Innovation Japan Index」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- ・ 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

- 受益権を株式と交換することができます。

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- ・ 解約申込により受益権を換金することはできません。

- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・ 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

## 3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1月24日および7月24日です。

(注) 第1計算期間は、2021年7月24日までとします。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- ・ 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への投資は、行いません。

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Digital Innovation Japan Index」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指値先物取引と指数の動きの不一致(株価指値先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

## ●指数の著作権等について

本ファンドは、SOLACTIVE AG(以下「SOLACTIVE」)、その関連会社(総称して「SOLACTIVE当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。SOLACTIVE INDEXは、SOLACTIVEの専有財産です。SOLACTIVEおよびSOLACTIVE INDEXの名称は、SOLACTIVEもしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。いかなるSOLACTIVE当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはSOLACTIVE INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・默示を問わず一切の表明または保証を行いません。SOLACTIVEもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にSOLACTIVEが決定、構成、計算するSOLACTIVE INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。さらに、いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。SOLACTIVEは、SOLACTIVEが信頼できると考える情報源からSOLACTIVE INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。SOLACTIVE当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がSOLACTIVE INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・默示の保証をしません。SOLACTIVE当事者は、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、SOLACTIVE当事者は、いかなる種類の明示・默示の保証責任も負わず、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるSOLACTIVE当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

<訂正後>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Digital Innovation Japan Index (配当込み)」(以下「対象株価指数」という場合があります。)の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

## 商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
-----------------	--------	-------------------	------	------

単位型投信	国 内	株 式 債 券	MMF	インデックス型
	海 外	不動産投信 (リート)	MRF	
追加型投信	内 外	その他資産 ( )	ETF	特殊型
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式			
一般	年1回	グローバル	
大型株	年2回	日本	日経225
中小型株		北米	
債券			
一般	年4回	欧州	
公債			
社債	年6回 (隔月)	アジア	TOPIX
その他債券		オセアニア	
クレジット属性 ( )	年12回 (毎月)	中南米	
不動産投信		アフリカ	
その他資産 ( )	日々	中近東 (中東)	その他 (Solactive Digital Innovation Japan Index (配当込み))
資産複合 ( )	その他 ( )	エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## (注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネジメント・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等 クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円に相当する株券および金銭を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

## 1

**信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Digital Innovation Japan Index(配当込み)」の変動率に一致させることを目的として、「Solactive Digital Innovation Japan Index(配当込み)」に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。**

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
  - イ.投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  - ロ.信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

### Solactive Digital Innovation Japan Indexについて

Solactive Digital Innovation Japan Indexは、Solactive AGが開発したデジタル・イノベーションに関連した商品・サービスを提供している日本企業で構成される株式インデックスです。

日本に上場する銘柄をユニバースとし、Solactive社の持つビッグデータ・自然言語処理を活用したアルゴリズムを用いてデジタル・イノベーション関連銘柄\*を特定します。

\*デジタル・イノベーション関連銘柄は以下の産業に関連する銘柄のことをいいます。

クラウド・コンピューティング、サイバーセキュリティ、リモート・コミュニケーション、オンライン文書管理、オンライン医療・遠隔医療、オンライン・ゲーム、ビデオ・メディアストリーミング、オンライン教育、ソーシャル・ネットワーク、eコマース、電子決済

※上記産業は今後変更される可能性があります。

特定された銘柄は当該テーマとの関連度合が数値化され、関連度の高い60銘柄がインデックスの構成銘柄となります。

国連グローバル・コンパクトの原則に準拠していない、もしくはたばこや武器の製造に関連する企業は構成銘柄から除外されます。

各銘柄は時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、最低0.2%かつ最大5%)。

原則として年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Solactive Digital Innovation Japan Index(配当込み)」を以下「対象株価指数」という場合があります。

## 2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、株式により行ないます。

- ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（「Solactive Digital Innovation Japan Index(配当込み)」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
- ・原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

●受益権を株式と交換することができます。

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
- ・解約申込により受益権を換金することはできません。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

## 3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1月24日および7月24日です。

(注)第1計算期間は、2021年7月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資は、行ないません。

## ●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Digital Innovation Japan Index (配当込み)」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指數先物取引と指数の動きの不一致(株価指數先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

## ●指数の著作権等について

本ファンドは、SOLACTIVE AG(以下「SOLACTIVE」)、その関連会社(総称して「SOLACTIVE当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。SOLACTIVE INDEXは、SOLACTIVEの専有財産です。SOLACTIVEおよびSOLACTIVE INDEXの名称は、SOLACTIVEもしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。いかなるSOLACTIVE当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはSOLACTIVE INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・默示を問わず一切の表明または保証を行いません。SOLACTIVEもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にSOLACTIVEが決定、構成、計算するSOLACTIVE INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。さらに、いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオファリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。SOLACTIVEは、SOLACTIVEが信頼できると考える情報源からSOLACTIVE INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。SOLACTIVE当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がSOLACTIVE INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・默示の保証をしません。SOLACTIVE当事者は、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、SOLACTIVE当事者は、いかなる種類の明示・默示の保証責任も負わず、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるSOLACTIVE当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)	信託契約（1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（2）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。

## &lt;委託会社等の概況（2023年7月末日現在）&gt;

- ・資本金の額 25億円

- ・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

## ・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

&lt;訂正後&gt;

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、受益権とその信託財産に属する株式との交換の指図、信託財産の計算等を行ないます。

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)	信託契約（1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集、交換の取扱い等に関する委託会社および受託会社との三者間契約（2）に基づき、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

2：受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。

<委託会社等の概況（2023年9月末日現在）>

・資本金の額 25億円

・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録  
(金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号)

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

## 2 【投資方針】

### ( 1 ) 【投資方針】

<訂正前>

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。

前の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

<訂正後>

委託会社は、信託財産の運用にあたっては、次の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として、対象株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に対する投資として運用を行ないます。

前の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。

安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

イ . 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ . 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれがあります。）を減じる目的

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、<ファンドの特色>をご参照下さい。

### ( 3 ) 【運用体制】

<訂正前>

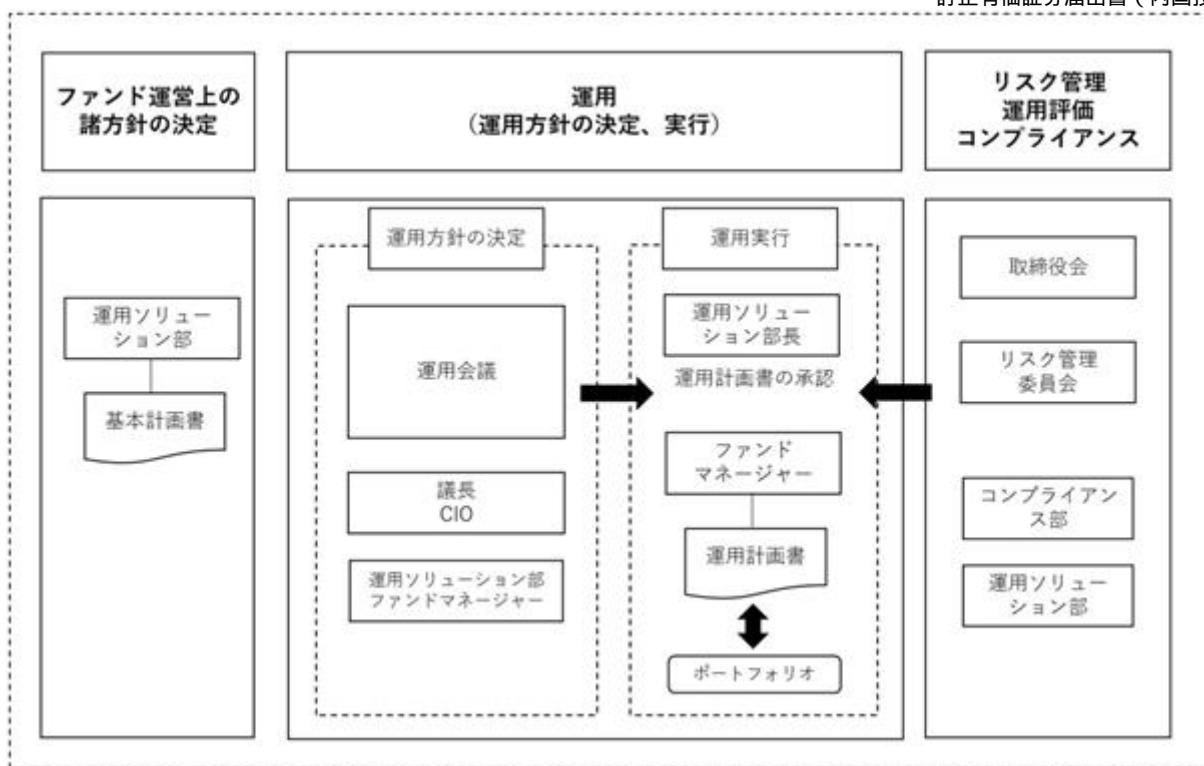
#### 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ . ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めています。

ロ . ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ . 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

#### イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

#### ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

#### ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

### 内部管理体制

#### イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

#### ロ．リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

#### ハ．内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および効力を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2023年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### <訂正後>

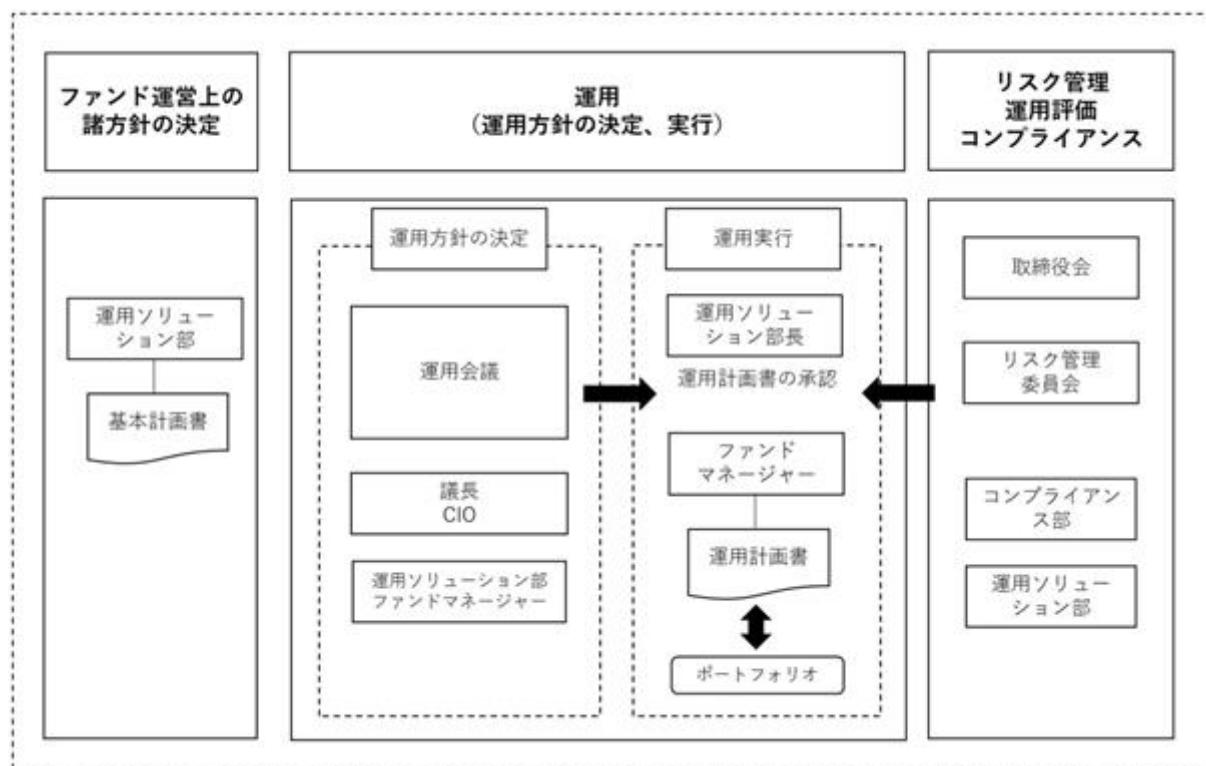
##### 運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ．ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ．ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ．社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



##### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### 内部管理体制

イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

#### 口. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

#### ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2023年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

### 3 【投資リスク】

<訂正前>

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

その他

イ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

#### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

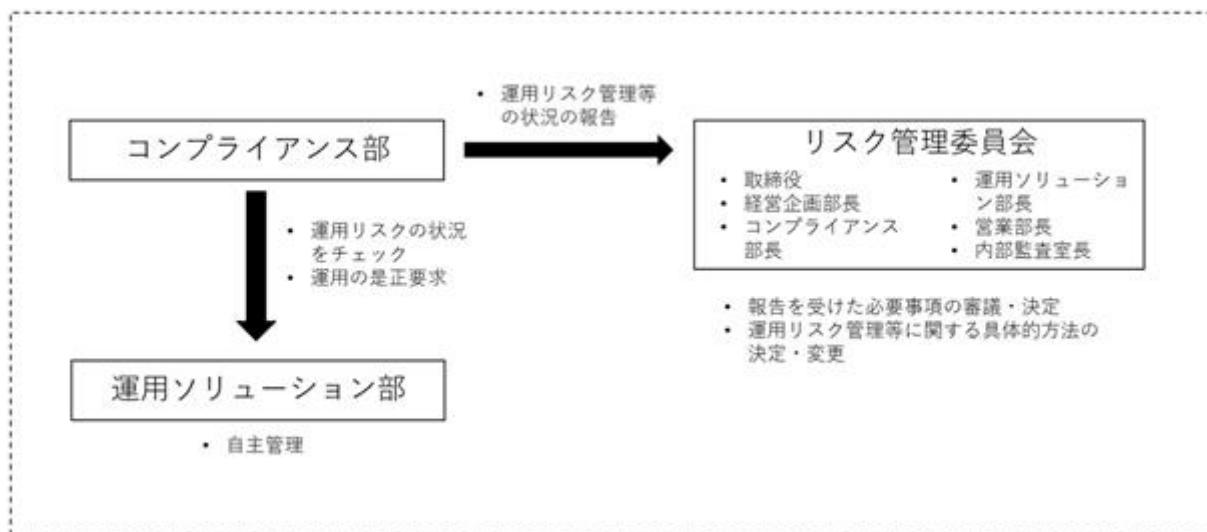
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

#### (3) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

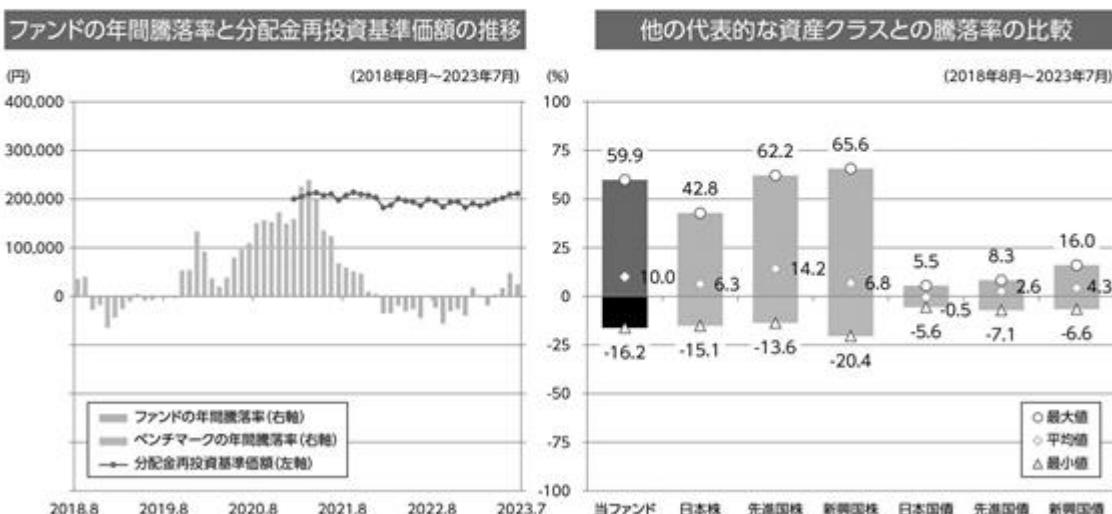


#### 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



\*各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

\*ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### \*資産クラスについて

日本株 : Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)  
先進国株 : Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)  
新興国株 : Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)  
日本国債 : Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)  
先進国債 : Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)  
新興国債 : Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

### \*指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc. 又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行なうにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーナー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

<訂正後>

### (1) 値額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

#### 株価の変動（價格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

#### その他

イ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ハ．コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

### (2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

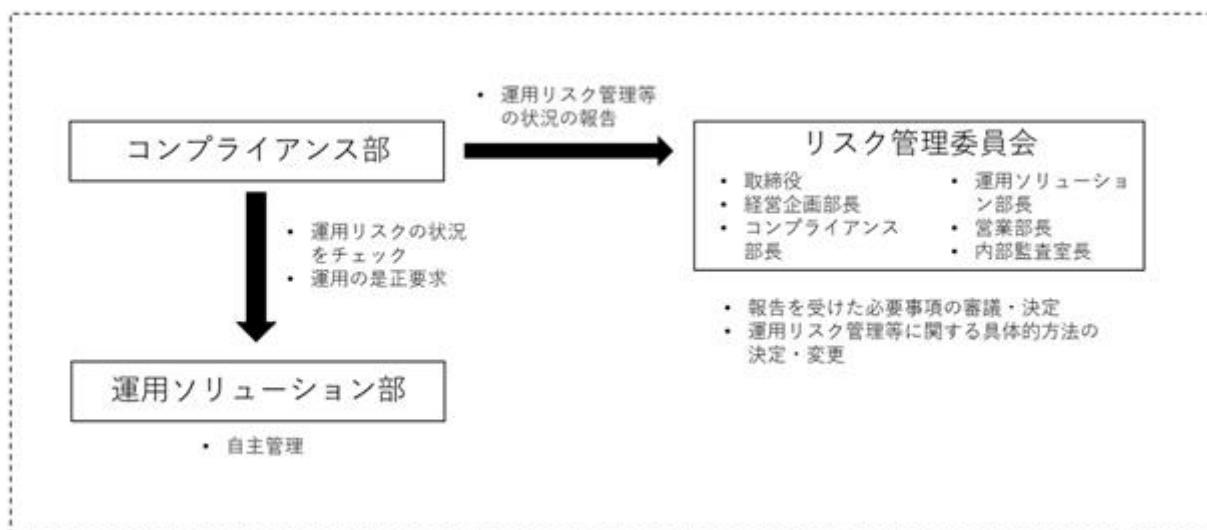
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

### (3) リスク管理体制

#### 委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。

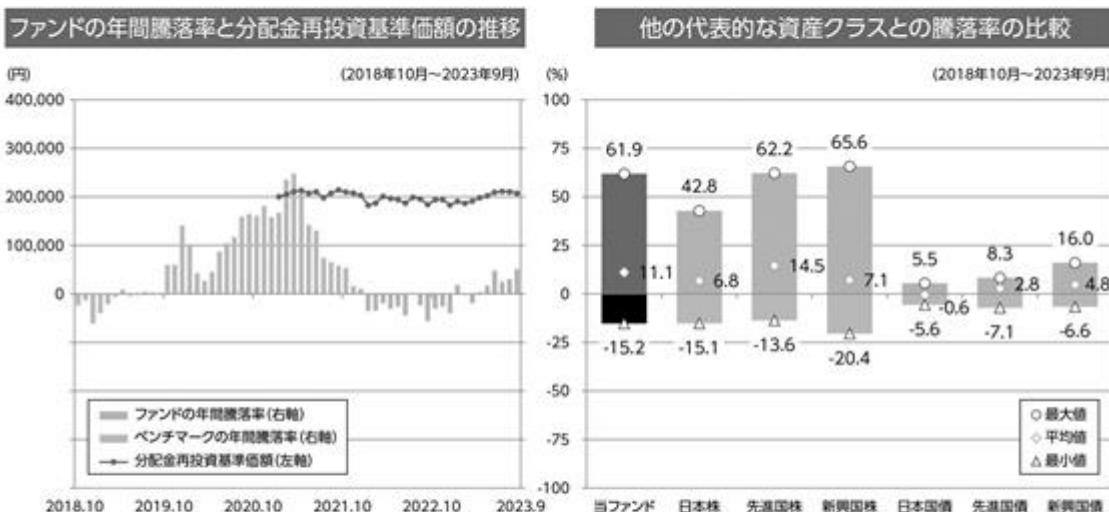


#### 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



\*各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

\*ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

\*ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### \*資産クラスについて

- 日本株 : Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)  
 先進国株 : Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)  
 新興国株 : Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)  
 日本国債 : Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)  
 先進国債 : Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)  
 新興国債 : Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

### \*指標について

当ファンドは、Morningstar, Inc. 又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推奨、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらが損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

## 4 【手数料等及び税金】

### ( 5 ) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

#### イ . 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

#### ロ . 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

#### ハ . 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ . と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は2023年12月末までの制度となります。

2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。当ファンドはNISA（少額投資非課税制度）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資者に対する課税

#### イ . 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

#### 口 . 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### ハ . 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ . と同様の取扱いとなります。

- ( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( ) 上記は、2023年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### <訂正後>

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

##### 個人の投資者に対する課税

#### イ . 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。

ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

#### 口 . 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

#### ハ . 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ . と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

特定株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口

座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。上記は2023年12月末までの制度となります。

2024年1月1日以降、NISAの拡充・恒久化が図られ、特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合に当該制度の適用対象となります。当ファンドはNISA（少額投資非課税制度）の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象となる予定です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設する（ETFの配当金の受取方法については、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)など、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の投資者に対する課税

##### イ．受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

##### ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度が適用されます。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

##### ハ．受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ．と同様の取扱いとなります。

- ( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( ) 上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

### (1)【投資状況】

#### 投資状況

2023年7月末日現在

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		1,120,431,630	99.73
	内 日本	1,120,431,630	99.73
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		3,087,039	0.27
純資産総額		1,123,518,669	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 主要銘柄の明細

2023年7月末日現在

順位	銘柄名	通貨地域	種類業種	株数、口数または額面金額	簿価単価 簿価(円)	評価単価 時価(円)	利率(%) 償還期限(年/月/日)	投資比率(%)
1	ソフトバンクグループ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	9,800	7,028.00 68,874,400	7,242.00 70,971,600	- -	6.32
2	任天堂	日本・円 日本	株式 その他製品	9,800	6,511.00 63,807,800	6,450.00 63,210,000	- -	5.63
3	富士フィルムホールディングス	日本・円 日本	株式 化学	7,500	8,187.00 61,402,500	8,247.00 61,852,500	- -	5.51
4	ソニーグループ	日本・円 日本	株式 電気機器	4,200	13,265.00 55,713,000	13,315.00 55,923,000	- -	4.98
5	Zホールディングス	日本・円 日本	株式 情報・通信業	135,600	392.20 53,182,320	395.80 53,670,480	- -	4.78
6	ソフトバンク	日本・円 日本	株式 情報・通信業	33,100	1,543.50 51,089,850	1,578.00 52,231,800	- -	4.65
7	日本電信電話	日本・円 日本	株式 情報・通信業	320,000	167.40 53,568,000	162.90 52,128,000	- -	4.64
8	KDDI	日本・円 日本	株式 情報・通信業	12,300	4,356.00 53,578,800	4,187.00 51,500,100	- -	4.58
9	セコム	日本・円 日本	株式 サービス業	5,100	9,268.00 47,266,800	9,533.00 48,618,300	- -	4.33

10	エムスリー	日本・円 日本	株式 サービス 業	14,700	3,126.00 45,952,200	3,263.00 47,966,100	- -	4.27
11	バンダイナムコ ホールディングス	日本・円 日本	株式 その他製 品	14,400	3,145.00 45,288,000	3,214.00 46,281,600	- -	4.12
12	ネクソン	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	16,000	2,725.50 43,608,000	2,710.50 43,368,000	- -	3.86
13	日本電気	日本・円 日本	株式 電気機器	5,900	6,885.00 40,621,500	7,183.00 42,379,700	- -	3.77
14	カプコン	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	5,800	5,784.00 33,547,200	6,400.00 37,120,000	- -	3.30
15	日本オラクル	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	2,800	10,300.00 28,840,000	9,976.00 27,932,800	- -	2.49
16	コナミグループ	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	3,100	7,653.00 23,724,300	7,969.00 24,703,900	- -	2.20
17	トレンドマイク ロ	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	3,000	6,550.00 19,650,000	6,710.00 20,130,000	- -	1.79
18	楽天グループ	日本・円 日本	株式 サービス 業	34,500	536.80 18,519,600	555.10 19,150,950	- -	1.70
19	T I S	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	5,300	3,478.00 18,433,400	3,603.00 19,095,900	- -	1.70
20	伊藤忠テクノソ リューションズ	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	5,200	3,507.00 18,236,400	3,602.00 18,730,400	- -	1.67
21	Z O Z O	日本・円 日本	株式 小売業	6,700	2,786.50 18,669,550	2,772.00 18,572,400	- -	1.65
22	G M Oペイメン トゲートウェイ	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	1,700	11,095.00 18,861,500	10,835.00 18,419,500	- -	1.64
23	スクウェア・エ ニックス・ホー ルディングス	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	2,700	6,439.00 17,385,300	6,584.00 17,776,800	- -	1.58
24	コーネーテクモ ホールディングス	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	7,300	2,368.00 17,286,400	2,432.00 17,753,600	- -	1.58
25	S B Iホール ディングス	日本・円 日本	株式 証券、商 品先物取 引業	5,900	2,888.00 17,039,200	2,999.50 17,697,050	- -	1.58
26	S H I F T	日本・円 日本	株式 情報・通 信業	400	31,440.00 12,576,000	33,600.00 13,440,000	- -	1.20

27	KADOKAWA	日本・円 日本	株式 情報・通信業	3,100	3,443.00 10,673,300	3,521.00 10,915,100	- -	0.97
28	インターネット イニシアティブ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	4,000	2,593.00 10,372,000	2,644.00 10,576,000	- -	0.94
29	サイバーエージェント	日本・円 日本	株式 サービス業	11,000	1,023.00 11,253,000	897.90 9,876,900	- -	0.88
30	ラクス	日本・円 日本	株式 情報・通信業	3,900	2,422.50 9,447,750	2,412.00 9,406,800	- -	0.84

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### 口. 投資有価証券の種類別投資比率

2023年7月末日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	99.73
合計	99.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

2023年7月末日現在

業種	国内 / 外国	投資比率(%)
情報・通信業	国内	58.73
サービス業		12.78
その他製品		9.75
電気機器		8.98
化学		5.51
小売業		2.41
証券、商品先物取引業		1.58
合計		99.73

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

##### 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
第1計算期間末 (2021年7月24日)	2,451,775,695	2,468,835,185	2,012.07	2,026.07	2,012
第2計算期間末 (2022年1月24日)	1,418,905,855	1,425,088,511	1,835.98	1,843.98	1,833

第3計算期間末 (2022年7月24日)	1,222,673,992	1,235,810,710	1,954.53	1,975.53	1,954
2022年7月末日	1,216,864,174	-	1,945.25	-	1,945
8月末日	1,195,457,212	-	1,911.03	-	1,908
9月末日	1,125,630,001	-	1,799.40	-	1,798
10月末日	1,185,030,587	-	1,894.36	-	1,891
11月末日	1,188,948,980	-	1,900.62	-	1,898
12月末日	1,118,604,488	-	1,788.17	-	1,791
第4計算期間末 (2023年1月24日)	1,166,133,643	1,171,763,665	1,864.15	1,873.15	1,864
2023年1月末日	1,022,879,181	-	1,857.17	-	1,860
2月末日	999,707,055	-	1,815.09	-	1,815
3月末日	1,025,637,543	-	1,862.17	-	1,865
4月末日	1,061,358,525	-	1,927.03	-	1,925
5月末日	1,083,333,352	-	1,966.93	-	1,969
6月末日	1,122,206,843	-	2,037.51	-	2,036
第5計算期間末 (2023年7月24日)	1,109,294,684	1,117,005,520	2,014.07	2,028.07	2,010
7月末日	1,123,518,669	-	2,039.89	-	2,034

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

#### 【分配の推移】

1口当たり分配金(円)	
第1計算期間	14.00
第2計算期間	8.00
第3計算期間	21.00
第4計算期間	9.00
第5計算期間	14.00

#### 【收益率の推移】

収益率(%)	
第1計算期間	2.9
第2計算期間	8.4
第3計算期間	7.6
第4計算期間	4.2
第5計算期間	8.8

#### (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	1,739,632	521,097
第2計算期間	73,947	519,650
第3計算期間	0	147,274
第4計算期間	0	0
第5計算期間	0	74,784

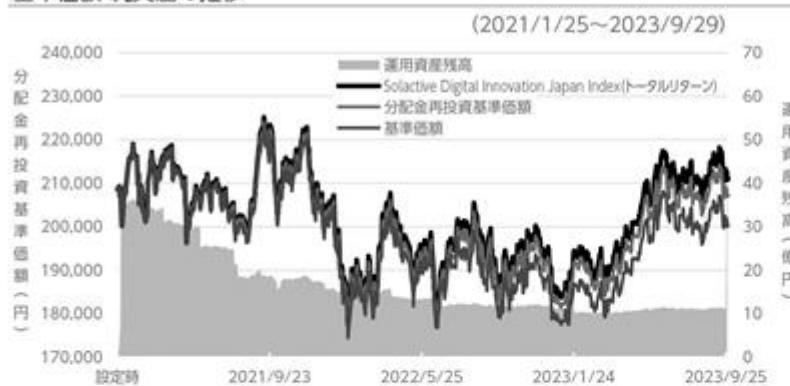
(注) 第1計算期間の設定口数には当初設定数量を含みます。

## (参考情報) 運用実績

## ● グローバルX デジタル・イノベーション-日本株式 ETF

2023年9月29日現在

## 基準価額・純資産の推移



※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 分配の推移 100口当たり、税引前

2021/7/24	1,400円
2022/1/24	800円
2022/7/24	2,100円
2023/1/24	900円
2023/7/24	1,400円

設定来分配金合計額 6,600円

## パフォーマンス

	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	-1.40%	+12.06%	+11.36%	---	-3.94%
分配金再投資基準価額	-1.40%	+13.38%	+12.68%	---	-0.65%
Solactive Digital Innovation Japan Index(トータルリターン)	-1.36%	+14.08%	+13.54%	---	+1.21%

## 組入上位10銘柄

対運用資産残高比	
富士フイルム HLDGS	5.93%
ソフトバンクグループ	5.59%
任天堂	5.56%
KDDI	5.12%
Zホールディングス	5.10%
日本電気	5.10%
日本電信電話	5.10%
ソニーグループ	5.06%
セコム	4.68%
4.65%	4.43%

## 資産別構成

資産	銘柄数	比率
国内株式	60	99.22%
---	---	---
---	---	---
コールローン、その他		0.78%
合計	60	—

「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものをみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のSolactive Digital Innovation Japan Index(配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

## 業種内訳

## 対運用資産残高比

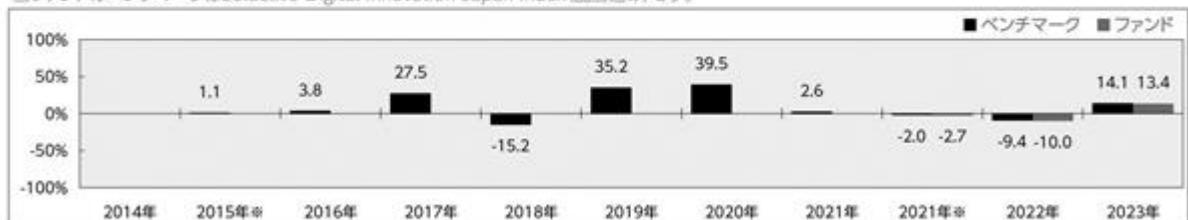


● 情報・通信業	57.84%
● サービス業	12.44%
● その他製品	9.53%
● 電気機器	9.35%
● 化学	5.93%
● 小売業	2.46%
● 証券、商品先物取引業	1.68%
● ---	---
● ---	---
● その他	0.78%

その他は現金及び現金同等物を含みます。

## 年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはSolactive Digital Innovation Japan Index(配当込み)です。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2015年\*はベンチマークの起算日(4月30日)から年末まで、2021年\*は設定日(1月25日)から12月30日まで、2023年は9月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

##### a. 資本金の額

2023年7月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資

2020年 2月 資本金25億円に増資

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

###### イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

###### ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

###### ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

###### 二. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

<訂正後>

##### a. 資本金の額

2023年9月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資  
2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

二. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	32	<u>170,565</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	32	<u>170,565</u>

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	32	<u>192,908</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	32	<u>192,908</u>